

大阪市規則第1号

大阪市北区役所事務分掌規則等の一部を改正する規則

(大阪市北区役所事務分掌規則の一部改正)

第1条 大阪市北区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第139号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)を加える。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第10号まで及び第12号から第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 略]</p> <p><u>(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく通知カードの受納、本人確認の措置及び個人番号カードの暗証番号の変更</u>に関すること</p> <p><u>(6) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規定に基づく電子証明書（個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に限る。）の再発行</u>に関すること</p> <p>[3 略]</p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[3 同左]</p>

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(大阪市都島区役所事務分掌規則の一部改正)

第2条 大阪市都島区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第140号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)を加える。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第10号まで及び第12号から第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 略]</p> <p>(5) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく通知カードの受納、本人確認の措置及び個人番号カードの暗証番号の変更</u>に関すること</p> <p>(6) <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規定に基づく電子証明書（個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に限る。）の再発行</u>に関すること</p> <p>[3 略]</p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[3 同左]</p>

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線

は注記である。

(大阪市福島区役所事務分掌規則の一部改正)

第3条 大阪市福島区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第141号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)を加える。

改正後	改正前
(補助執行の特例)	(補助執行の特例)
第7条 [略]	第7条 [同左]
2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。	2 [同左]
(1) 前項第1号から <u>第10号まで及び第12号から第14号まで</u> に掲げる事務に関すること	(1) 前項第1号から <u>第14号まで</u> に掲げる事務に関すること
[(2)～(4) 略]	[(2)～(4) 同左]
<u>(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく通知カードの受納、本人確認の措置及び個人番号カードの暗証番号の変更に関すること</u>	[新設]
<u>(6) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規定に基づく電子証明書（個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に限る。）の再発行に関すること</u>	[新設]
[3 略]	[3 同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(大阪市此花区役所事務分掌規則の一部改正)

第4条 大阪市此花区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第142号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
(補助執行の特例)	(補助執行の特例)
第7条 [略]	第7条 [同左]
2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。	2 [同左]
(1) 前項第1号から <u>第10号まで及び第12号から第14号まで</u> に掲げる事務に関すること	(1) 前項第1号から <u>第14号まで</u> に掲げる事務に関すること
[(2)～(4) 略]	[(2)～(4) 同左]
<u>(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく通知カードの受納、本人確認の措置及び個人番号カードの暗証番号の変更に関すること</u>	[新設]
<u>(6) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規定に基づく電子証明書（個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に限る。）の再発行に関すること</u>	[新設]
[3 略]	[3 同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（大阪市中央区役所事務分掌規則の一部改正）

第5条 大阪市中央区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第143号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第10号まで及び第12号から第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 略]</p> <p><u>(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく通知カードの受納、本人確認の措置及び個人番号カードの暗証番号の変更に関すること</u></p> <p><u>(6) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規定に基づく電子証明書（個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に限る。）の再発行に関すること</u></p> <p>[3 略]</p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[3 同左]</p>

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(大阪市西区役所事務分掌規則の一部改正)

第6条 大阪市西区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第144号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第10号まで及び第12号から第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 略]</p> <p>(5) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく通知カードの受納、本人確認の措置及び個人番号カードの暗証番号の変更に関すること</u></p> <p>(6) <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規定に基づく電子証明書（個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に限る。）の再発行に関すること</u></p> <p>[3 略]</p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[3 同左]</p>

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(大阪市港区役所事務分掌規則の一部改正)

第7条 大阪市港区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第145号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)を加える。

改正後	改正前
(補助執行の特例)	(補助執行の特例)

<p>第7条 [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第10号まで及び第12号から第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 略]</p> <p><u>(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく通知カードの受納、本人確認の措置及び個人番号カードの暗証番号の変更に関すること</u></p> <p><u>(6) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規定に基づく電子証明書（個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に限る。）の再発行に関すること</u></p> <p>[3 略]</p>	<p>第7条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[3 同左]</p>
---	---

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(大阪市大正区役所事務分掌規則の一部改正)

第8条 大阪市大正区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第146号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)を加える。

改正後	改正前
(補助執行の特例)	(補助執行の特例)
第7条 [略]	第7条 [同左]

<p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第10号まで及び第12号から第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 略]</p> <p><u>(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく通知カードの受納、本人確認の措置及び個人番号カードの暗証番号の変更に関すること</u></p> <p><u>(6) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規定に基づく電子証明書（個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に限る。）の再発行に関すること</u></p> <p>[3 略]</p>	<p>2 [同左]</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[3 同左]</p>
--	---

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(大阪市天王寺区役所事務分掌規則の一部改正)

第9条 大阪市天王寺区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第147号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)を加える。

改正後	改正前
(補助執行の特例)	(補助執行の特例)
第7条 [略]	第7条 [同左]
2 区長は、その権限に属する事務のうち次	2 [同左]

<p>に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第10号まで及び第12号から第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 略]</p> <p><u>(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく通知カードの受納、本人確認の措置及び個人番号カードの暗証番号の変更に関すること</u></p> <p><u>(6) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規定に基づく電子証明書（個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に限る。）の再発行に関すること</u></p> <p>[3 略]</p>	<p>(1) 前項第1号から<u>第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[3 同左]</p>
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(大阪市浪速区役所事務分掌規則の一部改正)

第10条 大阪市浪速区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第148号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)を加える。

改正後	改正前
(補助執行の特例)	(補助執行の特例)
第7条 [略]	第7条 [同左]
2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する	2 [同左]

<p>職員に補助執行させることができる。</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第10号まで及び第12号から第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 略]</p> <p><u>(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく通知カードの受納、本人確認の措置及び個人番号カードの暗証番号の変更に関すること</u></p> <p><u>(6) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規定に基づく電子証明書（個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に限る。）の再発行に関すること</u></p> <p>[3 略]</p>	<p>(1) 前項第1号から<u>第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[3 同左]</p>
---	---

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(大阪市西淀川区役所事務分掌規則の一部改正)

第11条 大阪市西淀川区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第149号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)を加える。

改正後	改正前
(補助執行の特例)	(補助執行の特例)
第7条 [略]	第7条 [同左]
2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。	2 [同左]

<p>(1) 前項第1号から<u>第10号まで及び第12号から第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 略]</p> <p><u>(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく通知カードの受納、本人確認の措置及び個人番号カードの暗証番号の変更に関すること</u></p> <p><u>(6) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規定に基づく電子証明書（個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に限る。）の再発行に関すること</u></p> <p>[3 略]</p>	<p>(1) 前項第1号から<u>第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[3 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(大阪市淀川区役所事務分掌規則の一部改正)

第12条 大阪市淀川区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第150号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定

(以下この条において「対象規定」という。)を加える。

改正後	改正前
(補助執行の特例)	(補助執行の特例)
第7条 [略]	第7条 [同左]
2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。	2 [同左]
(1) 前項第1号から <u>第10号まで及び第12号</u>	(1) 前項第1号から <u>第14号まで</u> に掲げる事

<p><u>から第14号までに掲げる事務に関すること</u></p> <p>[(2)～(4) 略]</p> <p><u>(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく通知カードの受納、本人確認の措置及び個人番号カードの暗証番号の変更に関すること</u></p> <p><u>(6) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規定に基づく電子証明書（個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に限る。）の再発行に関すること</u></p> <p>[3 略]</p>	<p>務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[3 同左]</p>
--	---

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(大阪市東淀川区役所事務分掌規則の一部改正)

第13条 大阪市東淀川区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第151号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)を加える。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第10号まで及び第12号から第14号までに掲げる事務に関するこ</u></p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第8条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第14号までに掲げる事務に関するこ</u></p>

<p>と</p> <p>[(2)～(4) 略]</p> <p><u>(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく通知カードの受納、本人確認の措置及び個人番号カードの暗証番号の変更に関すること</u></p> <p><u>(6) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規定に基づく電子証明書（個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に限る。）の再発行に関すること</u></p> <p>[3 略]</p>	<p>[(2)～(4) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[3 同左]</p>
--	--

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(大阪市東成区役所事務分掌規則の一部改正)

第14条 大阪市東成区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第152号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)を加える。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第10号まで及び第12号から第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p>

<p>[(2)～(4) 略]</p> <p><u>(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく通知カードの受納、本人確認の措置及び個人番号カードの暗証番号の変更に関すること</u></p> <p><u>(6) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規定に基づく電子証明書（個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に限る。）の再発行に関すること</u></p> <p>[3 略]</p>	<p>[(2)～(4) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[3 同左]</p>
---	--

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(大阪市生野区役所事務分掌規則の一部改正)

第15条 大阪市生野区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第153号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)を加える。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第10号まで及び第12号から第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 略]</p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 同左]</p>

<p>(5) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく通知カードの受納、本人確認の措置及び個人番号カードの暗証番号の変更に関すること</u></p> <p>(6) <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規定に基づく電子証明書（個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に限る。）の再発行に関すること</u></p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
[3 略]	[3 同左]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(大阪市旭区役所事務分掌規則の一部改正)

第16条 大阪市旭区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第154号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)を加える。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第10号まで及び第12号から第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 略]</p> <p>(5) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規</u></p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 同左]</p> <p>[新設]</p>

<p><u>定に基づく通知カードの受納、本人確認の措置及び個人番号カードの暗証番号の変更に関すること</u></p> <p><u>(6) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規定に基づく電子証明書（個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に限る。）の再発行に関すること</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>[3 略]</p>	<p>[3 同左]</p>

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(大阪市城東区役所事務分掌規則の一部改正)

第17条 大阪市城東区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第155号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)を加える。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第10号まで及び第12号から第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 略]</p> <p><u>(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく通知カードの受納、本人確認</u></p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 同左]</p> <p>[新設]</p>

<p><u>の措置及び個人番号カードの暗証番号の 変更に関すること</u></p> <p><u>(6) 電子署名等に係る地方公共団体情報シ ステム機構の認証業務に関する法律の規 定に基づく電子証明書（個人番号カード 用署名用電子証明書及び個人番号カード 用利用者証明用電子証明書に限る。）の再 発行に関すること</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>[3 略]</p>	<p>[3 同左]</p>

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線
は注記である。

(大阪市鶴見区役所事務分掌規則の一部改正)

第18条 大阪市鶴見区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第156号)の一部を次のように改正す
る。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる
規定の傍線を付した部分のよう改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定
(以下この条において「対象規定」という。)を加える。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次 に掲げる事務を、市民局総務部に所属する 職員に補助執行させることができる。</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第10号まで及び第12号</u> <u>から第14号まで</u>に掲げる事務に関するこ と</p> <p>[(2)～(4) 略]</p> <p><u>(5) 行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律の規 定に基づく通知カードの受納、本人確認</u> <u>の措置及び個人番号カードの暗証番号の</u></p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第14号まで</u>に掲げる事 務に関するこ</p> <p>と</p> <p>[(2)～(4) 同左]</p> <p>[新設]</p>

<p><u>変更に関すること</u></p> <p><u>(6) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規定に基づく電子証明書（個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に限る。）の再発行に関すること</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>[3 略]</p>	<p>[3 同左]</p>

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(大阪市阿倍野区役所事務分掌規則の一部改正)

第19条 大阪市阿倍野区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第157号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)を加える。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第10号まで及び第12号から第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 略]</p> <p><u>(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく通知カードの受納、本人確認の措置及び個人番号カードの暗証番号の変更に関すること</u></p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 同左]</p> <p>[新設]</p>

<p><u>(6) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規定に基づく電子証明書（個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に限る。）の再発行に関すること</u></p> <p>[3 略]</p>	<p>[新設]</p> <p>[3 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(大阪市住之江区役所事務分掌規則の一部改正)

第20条 大阪市住之江区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第158号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)を加える。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第10号まで及び第12号から第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 略]</p> <p><u>(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく通知カードの受納、本人確認の措置及び個人番号カードの暗証番号の変更に関すること</u></p> <p><u>(6) 電子署名等に係る地方公共団体情報シ</u></p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

<p><u>ステム機構の認証業務に関する法律の規定に基づく電子証明書（個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に限る。）の再発行に関すること</u></p> <p>[3 略]</p>	<p>[3 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(大阪市住吉区役所事務分掌規則の一部改正)

第21条 大阪市住吉区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第159号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)を加える。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第10号まで及び第12号から第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 略]</p> <p>(5) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく通知カードの受納、本人確認の措置及び個人番号カードの暗証番号の変更に関すること</u></p> <p>(6) <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規</u></p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

<u>定に基づく電子証明書（個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に限る。）の再発行に関すること</u> [3 略]	[3 同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(大阪市東住吉区役所事務分掌規則の一部改正)

第22条 大阪市東住吉区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第160号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)を加える。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第10号まで及び第12号から第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 略]</p> <p><u>(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく通知カードの受納、本人確認の措置及び個人番号カードの暗証番号の変更に関すること</u></p> <p><u>(6) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規定に基づく電子証明書（個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に限る。）の再発行に関すること</u></p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第8条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

<p><u>用署名用電子証明書及び個人番号カード</u> <u>用利用者証明用電子証明書に限る。)の再</u> <u>発行に関すること</u></p> <p>[3 略]</p>	<p>[3 同左]</p>
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(大阪市平野区役所事務分掌規則の一部改正)

第23条 大阪市平野区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第161号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)を加える。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第10号まで及び第12号から第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 略]</p> <p><u>(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく通知カードの受納、本人確認の措置及び個人番号カードの暗証番号の変更に関すること</u></p> <p><u>(6) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規定に基づく電子証明書（個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード</u></p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

<u>用利用者証明用電子証明書に限る。)の再発行に関すること</u> [3 略]	[3 同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(大阪市西成区役所事務分掌規則の一部改正)

第24条 大阪市西成区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第162号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)を加える。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第10号まで及び第12号から第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 略]</p> <p><u>(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく通知カードの受納、本人確認の措置及び個人番号カードの暗証番号の変更に関すること</u></p> <p><u>(6) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規定に基づく電子証明書（個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に限る。)の再</u></p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第14号まで</u>に掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

発行に関すること

[3 略]

[3 同左]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線
は注記である。

附 則

この規則は、令和8年1月20日から施行する。